

# 消毒用アルコールは 危険物です!!

消毒用アルコールは、消防法の**危険物**である「**第四類アルコール類**」に該当する場合があります、一定数量以上保管する場合は、届出や申請が必要となります。以下の表に応じて事前に消防署へ相談してください。

正しい知識で  
危険から  
安全へ

貯蔵・取扱う数量	届出・申請の有無
80L未満	届出・申請の必要はありません
80L以上400L未満	届出が必要です
400L以上	申請が必要です

注意  
しよう!!

## 消毒用アルコールの 取り扱い上の注意事項



- その1：設置場所は直射日光や高温となる場所は避けましょう。
- その2：詰替えを行う場所では換気を行いましょう。
- その3：取り扱う場所で火気を使用してはいけません。引火によって**火災**になることがあります。

消毒液燃焼実験動画公開

実験動画は  
こちらから



網走地区消防組合

消防本部 予防課

TEL 0152-43-9488

網走消防署 予防調査係

TEL 0152-43-9417

大空消防署 予防係

TEL 0152-74-2619